

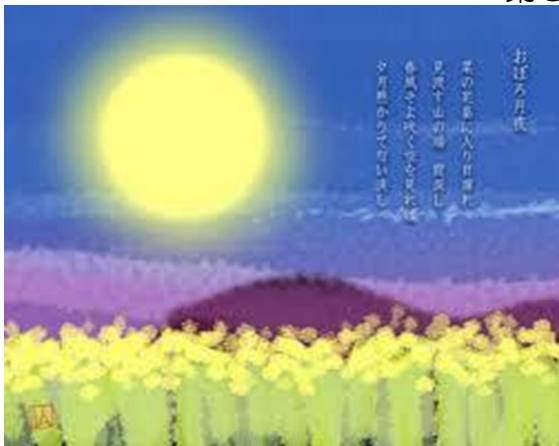
あすなろ通信

ひとり親家庭の皆さんへ

母子・父子自立支援員からのおたよりです

2019.4月号

第34号



朧（おぼろ）月夜

作詞/高野辰之：作曲/岡野貞一

菜の花畠（ばたけ）に 入り日薄れ
見わたす山の端（は）霞（かすみ）ふかし
春風そよぶく 空を見れば
夕月かかりて にほひ淡し

里わの火影（ほかげ）も 森の色も
田中の小路（こみち）を たどる人も
蛙（かわず）のなくねも かねの音も
さながら霞（かす）める 朧（おぼろ）月夜

みなさんお元気ですか？入園、入学と新学期も始まり、育児と仕事で忙しい毎日を送っておられると思います。

さて、春も本番！心地よい季節がやってきました。この時期、頭を過る曲が「朧月夜」です。日本の美しい国土を子どもたちに伝えるべく、大正3年、尋常小学校の教科書に掲載されてから、現代に至るまで歌い継がれているとのこと。生活風景が違って行く中でも、この歌を口ずさむと、いつかどこかで見た事があるような菜の花畑が心の中に広がってくるのが不思議です。大人になっても好きな歌の中にあげる人も多いとか。日本人が共通に持っている感性が心にささやくのですかね。忙しい中でも心の癒しを求めて、自分がほっとできる音楽や楽しみを見つけ、生きる元気を作り出しましょう。

今回のあすなろ通信には学費を準備するための貸付のポイントを掲載しました。もっと詳細を知りたい、質問したいことがある場合は遠慮なくご連絡ください。そのほか就労相談や困ったことがありましたらご連絡おまちしております。

母子・父子自立支援員 佐藤

和光市子どもあんしん部ネウボラ課

〒351-0192 和光市広沢1-5

電話 048-424-9087 (直通)

FAX 048-464-1926



児童扶養手当等の手当額が変わります



平成31年4月からの児童扶養手当の額（月額）は下記のとおり決定されました。

平成31年4月からの児童扶養手当の月額

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	42,910円	42,900円～10,120円
2人	10,140円を加算	10,130円～5,070円
3人以上	6,080円を加算	6,070円～3,040円

*一部支給の手当額は受給者本人の所得によって計算されます。

*一部支給の計算式

- ◆第1子 $42,900円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0229231\}$
 - ◆第2子 $10,130円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0035385\}$
 - ◆第3子以降 $6,070円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0021189\}$
- ※ { } 内は10円未満四捨五入

*児童扶養手当の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられています。平成30年の消費者物価指数は、前年比+1.0%の引き上げとなりました。この結果、平成31年4月分からの月額は上記の額に変更となります。

※すでに受給されている方は手続きの必要はありません。

提出先 和光市役所 ネウボラ課手当医療担当 048-424-9140



高等学校の学費が心配な方へ



◎貸付が可能な制度が2つあります。

1 埼玉県高等学校等奨学金制度

問合せ先 048-830-6652 埼玉県教育局財務課授業料・奨学金担当

高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。高等学校進学後の申請期間は4月中のみですので必要な方は忘れずに高等学校にご相談ください。（中3は11月申請）

【対象者】（すべての要件に該当する生徒）

- 高等学校等に在学する生徒または進学予定の中学3年生
- 保護者等が県内に居住していること
- 品行方正で学習意欲があり（※1）、経済的理由により修学が困難（※2）であること。

※1 在学校の校長から推薦をうける必要があります。
 ※2 給与収入のみの4人世帯（夫婦片働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人）の場合は、世帯年収830万円以下が目安

【返還について】

返還期間 : 高等学校等卒業後4年6か月経過後から12年間
 利 息 : 無利子（ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払い義務が生じます。）

【貸与額】	区分	月額奨学金（希望金額を選択します）		
	国公立高等学校等	①15,000円/月	②20,000円/月	③25,000円/月
私立高等学校等	①20,000円/月	②30,000円/月	③40,000円/月	

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭のための貸付制度です。
国公立の場合 27,000 円/月、私立の場合は 45,000 円/月、貸付を受けることができます。
貸付額が他の制度より多額のため、大学・短大・専門学校に進学する時に利用することをお勧めしますが、お困りの方は市ネウボウ課の母子・父子自立支援員にご相談ください。

その他の授業料以外の教育費に対する支援制度（給付）

問合せ先
国公立 048-830-6652 埼玉県教育局財務課授業料・奨学金担当
私立 048-830-2725 埼玉県総務部学事課高等学校担当

次の要件に該当する場合、教科書や学用品など授業料以外の教育費の一部を支給する制度です。

- ・保護者等が県内に居住していること
 - ・生活保護（生業扶助）受給世帯又は市町村民税所得割額非課税（0円）世帯であること
- ※修学旅行積立金やPTA会費などの納入は必要です。



高校3年生のお子さんをお持ちの方へ



◎大学・短大・専門学校の学費の貸付ができる制度が2つあります。

1 日本学生支援機構の予約申請を忘れずにしておこう（奨学金制度）

第一種奨学金と第二種奨学金の2種類があり、採用基準があります。高校3年生進級したらすぐに、基準を確認し、担任あるいは学校の奨学金窓口にご相談をしましょう。

申請期間は第1種奨学金は春、第2種奨学金は春～秋となっていますが、学校により異なりますので確認をして期間内に忘れず申請をしましょう。

この奨学金制度は学校を通して2通りの申請方法があります。

予約申請（進学前の申込み）

進学前に奨学金を予約する制度です。進学先が決まっていなくても申込みができます。
進学する前年度に在学している高等学校等の奨学金窓口に出し出が必要です。

在学申請（進学後の申込み）

大学に進学後、奨学金を申し込む制度です。第1種奨学金・第2種奨学金とも予約採用を申し込まなかった方や申し込んだけれども採用されなかった方も、申し込むことができます。
希望する方は進学後、大学等の奨学金窓口に出し出が必要です。

（詳細は日本学生支援機構のホームページにてご確認ください。）

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の利用相談を早めにおこう

ひとり親家庭の方への貸付制度です。入学金と施設費・諸経費だけ借りる制度もあります。
申請してから審査があり貸付金が出るまでに時間がかかりますので、早めに市ネウボウ課母子・父子自立支援員までにご相談ください。

重要！

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や日本学生支援機構を申請した場合、授業料が下りるのは**4月以降**です。ほとんどの学校の学費（入学金・授業料・施設費・諸経費等）の納入期限は3月下旬位のため授業料の納入は間に合いません。自力で貯めておく必要があります。

※指定校推薦やAOの入試の方は合格してすぐに学費の納入となる場合が多いです。（10月頃）

8月中に母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度に申請し、承認された場合、入学支度金（入学金や施設費）に関しては、納入期限までに間に合うように借りることができます。

